

モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業を実施する者の公募についての公示

令和8年5月27日

国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業を実施する者の公募について公示します。

※ この公募は、モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業を実施する者を公募するものです。空き家対策モデル事業のソフト事業、ハード事業又はソフト・ハード事業の補助を受けようとする事業者の募集ではありません。

1. 事業概要

(1) 事業名

モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業

(2) 事業目的

空き家対策の推進に当たっては、市区町村の取組が重要であることから、市区町村による空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)に基づく措置の円滑な実施等を支援する必要がある。

本事業は、多数の市区町村と協働して、空き家対策業務の円滑化に資する参考情報及びツール等(以下、「業務促進情報等」という。)を構築するために必要な調査を行うものであり、その成果により空き家対策に取り組む自治体の業務の効率化を図り、ひいては空き家対策の一層の推進に寄与することを目的とする。

(3) 公募対象事業及び件数

市区町村の空き家対策業務の円滑化に資する業務促進情報等を構築する調査事業 1件

(4) 事業規模の目安、補助率

30,000千円程度、定額

(5) 事業期間

令和8年6月上旬～令和9年3月25日

(6) 留意事項

- ① 事業の実施に当たっては、国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室と十分に調整すること。
- ② 事業で実施した調査結果及び策定した成果物のデータは、国土交通省に報告書として提出

することとし、当該報告書を国土交通省が空き家対策の推進等のために活用することに同意すること。

③ 不適切な行為に対する措置

事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- 国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- 国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- 補助事業者等の名称(法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。)、不適切な行為の内容等の公表
- 補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- 建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

④ 経理に関する留意事項

- 事業の着手に当たっては、事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- 人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等(業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等)を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- 国土交通省の求めに応じて、事業の実施期間中に、経理に関する検査、事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- 人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- 事業が完了したときは、事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること(監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。)

⑤ 内部取引(関係会社等からの調達)に関する留意事項

- 事業の交付申請には、関係会社等[※]からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
- 事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
- 虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。
※「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

2. 応募者の要件

応募者は、次の要件の全てを満たすこと。

- (1) 本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同

じ。)及び法人その他の団体であって、その代表者又は使用人その他の従業員若しくは構成要員に暴力団員に該当する者があるものではないこと。

- (3) 国土交通省住宅局長からの指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 本事業の実施にあたって知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。
- (5) 本事業を適確に実施するに足る技術的な基礎(空家法の執行に関する知見等)を有する者であること。
- (6) 本事業を適確に実施するに足る経理的な基礎を有する者であること。
- (7) 多数の市区町村と協働する体制を有していることを含め、本事業の適確な実施のために適切な組織及び人員を有していること。

3. 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書の作成に係る事項

提案書は、本事業における具体的な取組方法に関する提案を記載すること。なお、本書において記載された事項以外の内容を含む提案書は、無効とする場合がある。

(2) 提案書の様式

提案書の様式は、様式1及から4(A4判)に示すとおり。

提案書には、詳細な説明資料を添付することを認める。

※文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 提案書の作成に用いる言語等

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(4) 提案書の無効

提出書類が、本書面に示された条件に適合しない場合は、提案書を無効とすることがある。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、書面(審査結果通知書)により通知する。なお、採用にあたっては、一定の条件を付すことがある。

(6) 採択者の選定における留意事項

採択者の選定にあたっては、応募者に提案内容に関するヒアリングを実施することがある。

4. 提案の手続等

(1) 担当部局等

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 (賀川)

電話 03-5253-8111(内線39357)

電子メール hqt-juukankyouseibi@gxb.mlit.go.jp

(2) 提案書の提出期限、提出先及び提出方法

- ① 期限 令和8年6月10日(水)18時00分まで
- ② 提出先 (1)のとおり。
- ③ 提出方法
 - 郵送の場合：②の提出先宛てに3部郵送する。(書留郵便に限る。)
 - 電子メールの場合：②の提出先宛てに1部送信する。
 - 送信後、上記担当部局に電話で着信を確認すること。
 - 申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「(応募申請)モデル性の高い空き家対策に関する調査を行う事業」とすること。また、本メールを交付年度終了後5年間保存すること。
 - 使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効。)
 - ・「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Just System 一太郎」「Adobe acrobat Reader」以前の形式に限る。
 - ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。

5. 採択者の選定方法

本書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、採択者を選定する。その際、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

6. 不採択に関する事項

- (1) 提出した提案書が採択されなかった者に対しては、不採択とされた旨とその理由(不採択理由)を、書面(審査結果通知書)をもって、住宅局長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面(様式自由、ただし規格はA4判)の郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は電子メールにより、住宅局長に対して不採択理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 不採択理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。
 - ① 受付場所:3.(2)の提出先と同じ。
 - ② 受付時間:10時00分から18時00分まで。

7. 本書の内容についての質問の受付及び回答

質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、郵送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。(電子メールの場合は、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着

を確認すること。)

なお、文書には回答を希望する担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

受付期間:令和8年5月27日(水)10時00分より

令和8年6月10日(水)18時00分まで

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、4. (1)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載があった場合は、当該提案書を無効にするとともに、補助事業者としての採択を取り消すことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づく開示請求があった場合には、提案者の権利や競争上の地位等を害するおそれがない部分に関して、開示対象となる場合がある。
- (7) 郵送により提出された提案書は、原則返却しない。なお、採択されなかった場合に返却を希望する場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。